

令和六年四月九日受領
答弁第七〇号

内閣衆質一一三第七〇号

令和六年四月九日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 林芳正

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員松原仁君提出日本人駐在員長期拘束に關連した中國外務省報道官發言に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出日本人駐在員長期拘束に関連した中国外務省報道官発言に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の中国政府関係者の発言の逐一についてお答えすることは差し控えたいが、令和五年三月に北京で邦人が拘束された事案に関する日本政府の立場については、例えば、令和五年十一月三十日の参議院外交防衛委員会において、上川外務大臣が「中国における邦人拘束事案につきましては、十一月十七日の首脳会談におきまして岸田総理から、また、二十五日の外相会談におきましては私から、邦人の早期解放を改めて強く求めたところであります。これまでも政府として、中国側に対しまして、様々なレベルや機会を通じまして、拘束された邦人の早期解放や、また司法プロセスにおける透明性の確保などを累次働きかけておりますが、引き続きそのような働きかけを粘り強く継続していく所存でございます。」と述べたとおりである。

二について

お尋ねの「スペイ活動」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「中国が一〇一四年

に「反スパイ法」を制定して以来」令和六年四月三日までに、中国の国内法の違反があつたとして、御指摘の「中国当局」に拘束された邦人については、合計十七名であり、その内訳は、帰国した者が十一名、現在も拘束されている者が五名、服役中に病死した者が一名であると承知している。また、当該拘束されている五名の者うち、その内訳は、服役中の者が三名、服役中でない者が二名（そのうち公判中の者が一名）であると承知している。

三について

お尋ねについては、先の答弁書（令和五年十月三十一日内閣衆質一一二第二号）及び先の答弁書（令和五年十二月一日内閣衆質一一二第五四号）一から四までについて述べたとおりであり、「外務省は、中国の危険を実態よりも低く評価することで、邦人を危険に晒していると言わざるを得ない」との御指摘は当たらないものと考えている。